

介護老人保健施設 鶴望野

短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護

重 要 事 項 説 明 書

介護老人保健施設 鶴望野 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所の名称	社会医療法人 長門莫記念会
施設の名称	介護老人保健施設 鶴望野
事業所の住所	大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号
法人種別	社会医療法人
理事長	長門 仁
施設長	宇都宮 裕文
介護保険指定番号	4450580008
電話番号	0972 - 24 - 3080
FAX番号	0972 - 20 - 5478

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

施設の目的	介護保険法令に従い、医学的管理の下での看護・介護や機能訓練、その他 必要な医療と日常生活上の看護などの介護保険サービスを提供する事で、入所者の能力に応じた日常生活を営むことが出来るようにし、出来るだけ早く家庭生活に戻る事が出来る様に支援することが目的の施設です。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者に対する看護・介護の質を確保し向上に努める。 2. 利用者の自立支援を目指した介護を構築する。 3. 利用者の快適な生活を支援する。 4. 利用者の生きがいを求める。 5. 家族・介護者の信頼関係を構築し、家族の心の支えとなる様に努める。

(3) 施設の職員体制

職 種	常 勤	業務内容
医 師	1名	医学的管理ならびに診療行為全般
看護職員	12名	看護業務の全般
介護職員	31名	介護業務の全般
支援相談員	2名	相談業務の全般
リハビリスタッフ	5名	リハビリテーション業務の全般
管理栄養士	2名	栄養管理及び献立の作成 ※栄養管理業務全般
介護支援専門員	1名	施設サービス計画書の作成 ※介護支援業務全般
事務職員	2名	事務業務の全般

※夜勤：看護職員1名、介護職員4名が常時勤務します。

※夜間にも医師はオンコールにて施設長が待機、また、緊急時には併設病院の当直医に診察を依頼します。

※リハビリスタッフは理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の何れかで構成致します。

(4) 職員の勤務体制

職 種	業務内容
医 師	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 (土曜・日曜・祝祭日を除く)
看護職員 介護職員	日勤 8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 早出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 遅出 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 遅出 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 夜勤 1 6 : 0 0 ~ 9 : 0 0
支援相談員 リハビリスタッフ 管理栄養士 介護支援専門員 事務職員	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (原則、日曜・祝祭日はお休み) ※但し、当法人は週休2日ですので、法人で定められた月の休日回数を勤務状況を考慮して休日を決めています。

(5) 施設の概要

入所定員 (当施設は入所のみ)	1 0 0 床
-----------------	---------

居室の種類	室 数	面積 (㎡)	1 人当り面積 (㎡)	金 額
2 人部屋	6 室	16.0 ~ 16.5 ㎡	8.01 ㎡ 以上	5 5 0 円/日
4 人部屋	2 2 室	32.0 ~ 33.0 ㎡	8.01 ㎡ 以上	0 円/日

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案
- ③ 食事 (原則食堂で食事をとっていただきます。)
- ④ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護 (退所時の支援も行います)
- ⑦ リハビリテーション総合実施計画書の立案、実施 (機能訓練、レクリエーション)
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス (実費の請求となりますが週1回程度実施します。)
- ⑫ 行政手続代行

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則として法定代理受領サービス費の1割または2割を利用者が負担をして、残りの9割または8割は介護保険から給付されます。

※介護保険負担割合証の提示が必要です。

(1) 基本料金（1割での計算です。）

※当施設は基本型+加算(I)、強化型、強化型+加算(II)の基準で、大分県高齢者福祉課に届けられた基準より計算致します。

利用料金	施設サービス費 (基本型)	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算 (I)	施設サービス費 (強化型)	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算 (II)
要支援1	613円/日	51円/日	672円/日	51円/日
要支援2	774円/日	51円/日	834円/日	51円/日
要介護1	830円/日	51円/日	902円/日	51円/日
要介護2	880円/日	51円/日	979円/日	51円/日
要介護3	944円/日	51円/日	1044円/日	51円/日
要介護4	997円/日	51円/日	1102円/日	51円/日
要介護5	1052円/日	51円/日	1161円/日	51円/日

※下記の項目は、日帰り利用を行った場合に上記の短期入所療養介護利用料に代えて算定。

特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費	3時間以上4時間未満	664円/日	難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービス提供に当たり、常時看護職員による観察が必要なもの
	4時間以上6時間未満	927円/日	
	6時間以上8時間未満	1296円/日	

※下記の項目は、入所中の方には基本料金と共に算定させていただきます。

サービス提供体制強化加算(I)	22円/日	介護職員の内、介護福祉士が80%以上配置されている事
夜勤体制加算	24円/日	入所者20人に対し1人以上の夜勤職員を配置している事
介護職員等処遇改善加算	(I)	所定単位の7.5/100を算定
	(II)	所定単位の7.1/100を算定
	(III)	所定単位の5.4/100を算定
	(IV)	所定単位の4.4/100を算定

※下記の項目は、入所中に項目右の条件を満たし実施した場合、月の利用料に合算し請求致します。

送迎加算	184円/片道	送迎を実施した場合
個別 リハビリテーション実施加算	240円/日	医師、リハ職等で共同して個別リハ計画作成、医師の指示を受けたリハスタッフにより実施。 1日20分以上の個別リハビリテーションを提供する場合
療養食加算	8円/回	1日3回限度 管理栄養士によって管理糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供する場合

緊急短期入所受入加算	90円/日	利用開始から7日間を限度 利用者の状態や家族の事情等により、緊急な受け入れを行った場合の加算 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可
認知症ケア加算	76円/日	ユニット型、特定短期入所療養介護は算定不可
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	利用開始から7日間を限度 ※特定短期入所療養介護は算定不可
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	個別の担当者を定めていること ※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定は不可
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	3円/日 認知症介護に係る専門研修修了者を配置
	(Ⅱ)	4円/日 認知症介護の指導に係る専門研修修了者を配置
重度療養管理加算	120円/日	要介護4又は要介護5であって、医学的管理のもと、短期入所を行った場合の加算
総合医学管理加算	275円/日	利用中10日を限度
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供 相談等に対応する歯科医療機関との体制確保
緊急時施設療養費	入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定します	
緊急時治療加算	518円/日	1月1回連続する3日限度、緊急的な治療行為としての投薬、検査、注射、処置等
特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定(医学的リハビリテーション、処置、手術、麻酔、放射線治療)	
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	所定単位の 97/100	運営基準の未遵守の場合、左記の減算
入所定員の超過、または職員などの欠員減算	所定単位の 70/100	運営基準の未遵守の場合、左記の減算
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 1/100	運営基準の未遵守の場合、左記の減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の 1/100	運営基準の未遵守の場合、左記の減算
業務継続計画未策定減算	所定単位の 3/100	感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬から左記の減算
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円	(Ⅱ)の要件を満たし、成果の確認がなされていること等
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	生産性向上ガイドラインに基づいた継続的な改善活動を行っている等

(2) その他の料金

食費、居住費（多床室）については、負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく上限額となります。※別途資料1をご参照下さい。

種 類	4段階	3段階②	3段階①	2段階	1段階
食費	1500円/日	1300円/日	1000円/日	600円/日	300円/日
居住費（多床室）	437円/日	430円/日	430円/日	430円/日	0円/日

※1日のうち、食事を提供した分の下記の料金を請求いたします。

種 類	朝食	昼食	夕食
食費（短期入所利用時）	420円	550円	530円

※下記は使用した分のみを請求します。

特別な療養室利用料	550円/日	2人部屋のみ 2階：2部屋、3階：4部屋
日常生活品費	150円/日	施設で用意している石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、おしぼり等を使用した場合の費用
教養娯楽費	100円/日	クラブ活動やレクリエーション等で使用する備品などの費用
電気器具使用料	50円/日	テレビ、エアマット、電気毛布等の電気器具を使用した場合に頂きます
理容・美容料	実費	1900円～2600円 カットの種類によって違います
診断書・証明書料	2200円/1通	2200円～ 診断書の種類によって料金が異なります
私物の洗濯料	2530円/月	業務委託代の実費として（半月で1265円）
コインランドリー使用料	100円/回	鶴望野3階、中継棟2階に設置
衣類乾燥機使用料	100円/回	同上
健康管理費	実費	予防接種関係含む費用の請求 （意向を伺い実施します）

(3) 支払方法（2つの方法のみ）・口座番号

窓口にてのお支払	毎月10日以降に前月分の請求書を発行致します その月末までにお支払いください
銀行振込	毎月15日頃迄に、請求書を希望される指定された場所に郵送致します。届き次第、出来るだけお早目のご入金をお願いします ※お振込み手数料につきましては、送金人にご負担頂きます。
振込銀行口座	銀行名：大分銀行 支 店：佐伯支店 口 座：普通・0650887 名義人：社会医療法人 長門莫記念会 介護老人保健施設 鶴望野 理事長 長門仁 ※莫→サダムと読みます

4. 協力医療機関等

長門記念病院	大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号 0972-24-3000
きよなが歯科クリニック	大分県佐伯市鶴岡町1丁目11番59号 0972-20-0702

5. 緊急・事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族に対して連絡を行う等の措置を講ずるものとします。

- ・緊急・事故発生時には施設長により必要な措置を講じますが、夜間若しくは措置を講じても急変症状に改善が得られない時には速やかに協力医療機関へ連絡をとり、緊急措置あるいは緊急入院等の必要な措置が受けられる様に致します。
- ・緊急時の連絡は契約書にご記入頂きました連絡先にご連絡させていただきます。
- ・事故が発生した場合には、事業者がすみやかに利用者の損害を賠償致します。
ただし、事業者に故意過失が無い場合には、この限りではありません。

6. 施設利用に当たっての留意事項

面会	8:00 ~ 20:00 やむを得ない時はこの限りではございません。 また、場合によっては、衣服の着脱、食事等で面会を控えて頂く時間帯もございます。
外出・外泊	事前にご連絡を頂き、施設長に確認の上、可否を判断致します。 外出した際に、罹りつけの病院へ診察に行く事を希望される事がありますが、鶴望野入所中は原則できませんので、窓口で必ずご相談ください。
飲酒・喫煙	飲酒につきましては施設長の許可のもと判断致します。 タバコは、喫煙場所が近くにはないので原則、禁止とさせていただきます。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品は個人責任で管理をお願いします。 それに添って、必要以上の金銭や貴重品につきましてはご遠慮頂いております。 尚、諸事情により金銭・貴重品がある場合には、事務所で預かりさせて頂く事も出来ますが、応相談とさせて頂いております。

※施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。
食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮頂いております。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、救助袋等を完備しています。
- ・防災訓練 年2回

8. 禁止事項

多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、ペットの持ち込みはできません。

9. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、当施設に設置しております「ご意見箱」をご利用いただき、管理者へ直接お申し出いただくこともできます。また、下記の公共機関へお申し出することもできます。

相談窓口	鶴望野1階 受付窓口 連絡先 0972-24-3080 支援相談員 川田 憲明（内線7106） 山野 雄司（内線7130）
ご意見箱の設置場所	鶴望野1階 事務所前 2階 ナースステーション前 3階 ナースステーション前
公共機関	大分県国民健康保険連合会 097-534-8470 佐伯市役所介護保険係 0972-22-3117

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別途資料1>

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方。かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下。

【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方。かつ、預貯金等が単身で650万円（夫婦で1,650万円）以下。

【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円～120万円以下の方。かつ、預貯金等が単身で550万円（夫婦で1,550万円）以下。

【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市区町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円超の方。かつ、預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）以下。

- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）※鶴望野は多床室適応。

	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型準個室 従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	820円	490円	0円
利用者負担第2段階	600円			370円
利用者負担第3段階①	1000円	1,310円	1,310円	
利用者負担第3段階②	1300円	1,640円	1,310円	

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 鶴望野では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供